

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進 本部幹事会 運営要領

〔令和6年7月26日〕
障害者に対する偏見や差別のない共生社会の
実現に向けた対策推進本部幹事会議長決定

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）の運営については、この運営要領に定めるところによるものとする。

- 1 幹事会は、原則として非公開で行うこととし、幹事会終了後、記者ブリーフィングを行うものとする。
- 2 幹事会の議事要旨は、原則として公開とする。ただし、幹事会議長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 幹事会で配布された資料は、原則として公開とする。ただし、幹事会議長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。